平成２４年（フ）第４６２２号
大阪市西成区北津守２丁目５番２―407号
債務者　川口　艶子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７２７号
大阪府八尾市東山本町６丁目８番18―110号
債務者　須納瀬英子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３７号
大阪市阿倍野区松虫通３丁目１番15号
債務者　和田　郷子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７１号
大阪市東淀川区小松１丁目18番２号　かねまつ上新庄マンション301号
債務者　前田　　恵（旧姓昆田）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７３号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番29―104号、前住所大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―1422号
債務者　谷　　和則
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７８号
大阪府吹田市内本町１丁目14番13号
債務者　稲田　祐子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７９号
大阪市天王寺区生玉町２番34―505号
債務者　南　　順子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８８０号
大阪市平野区長吉六反５丁目６番７号
債務者　奥野眞知子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８８３号
大阪市旭区大宮４丁目３番15―507号
債務者　黒岩　英樹
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８９４号
大阪府門真市寿町９番１号　大川ハイツ101号、前住所大阪府門真市寿町13番10号
債務者　山下トミエ
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８９５号
大阪市西成区松３丁目３番５―308号
債務者　溝田　悦生
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８９７号
大阪府四條畷市南野５丁目９番30号
債務者　山下　茂秀
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９００号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　山本　昭一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８号
沖縄県浦添市牧港１丁目７番５号　又吉アパート202
債務者　又吉　里沙（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３７１号
沖縄県那覇市金城５丁目１番地15　新建宅マンション201
債務者　山城　新清
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４４号
北海道滝川市緑町２丁目３番７号　第二花もり荘２号室
債務者　白崎みゆき
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
北海道歌志内市字文珠229番地11
債務者　岡野　義祐
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係